

利用規約

buoy 株式会社（以下、「当社」とする。）は、ボランティア団体（以下、「登録団体」とする。）より海岸漂着プラスチックごみを買取る際に当社のリサイクルシステム（以下、「本システム」とする。）を利用する。本システムでは各団体名の公表を伴うことから、情報公開の同意を必要とする。そこで利用規約（以下、「本規約」とする。）を定め、登録団体の規約遵守により円滑な運営を図ることとした。登録団体は、本システムに加入するにあたり本規約に同意したものと見做す。

第1条（適用）

(1) 本規約は、登録ボランティア団体と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとする。

第2条（利用登録）

(1) 本システムにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、当社の定める方法によって団体登録を申請し、当社がこれを承認することによって登録が完了する。

(2) 当社は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことができる。

1. 団体登録書の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあるか、当社からの修正の求めに応じない場合。
2. 過去に本規約違反又はその他の規約に違反したことを理由として、除名又は登録解除処分を受けたことがある場合。
3. 反社会的勢力である場合。
4. 客観的状況から判断して、ボランティア活動の実態がない場合。
5. その他前各号に準ずる場合で、本法人が団体登録を相当でないと判断した場合。

第3条（登録団体の禁止行為）

本システムの運用にあたり、登録団体が以下の行為を行うことを禁止する。

1. 当社の運営を妨げ、または本サービスに支障をきたす恐れのある行為
2. 他の登録団体および当社への誹謗・中傷・名誉毀損に該当する行為、あるいはそれらの恐れを生じさせる行為
3. 他の登録団体および当社に不利益・迷惑・不快感もしくは損害を与える行為
4. 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為

5. 面識のない登録団体もしくは当社に直接連絡し、執拗に付きまといを行ったり、誹謗中傷をする行為
6. その他、法律、宗教、公序良俗または本規約に反する場合、又はそれらの恐れのある行為

第4条（禁止行為の発生時）

登録団体は第三者または他の登録団体から前条の禁止行為を受けた場合は、速やかに当社へ連絡する。当社は状況を判断した上で迷惑行為を行う個人・団体への法的対応を行うか否かを決定する。

なお、登録団体は本規約が運営に危害を加える第三者を排除するための防衛行為であることを理解し、当社が法的措置を講じる場合には協力することを約する。

第5条（利用制限および登録抹消）

登録団体が以下のいずれかに該当する場合には、当社は事前の通知なく登録を抹消することができる。

1. 本規約に違反した場合
2. 反社会的勢力であることが判明した場合
3. 法人の名誉を傷つけ、目的に反する行為をした場合
4. 団体登録を継続することにより業務遂行上、支障が生じると法人が判断する相当の理由が生じた場合
5. 料金等の支払い債務の不履行があった場合
6. 一年以上音信普通の場合
7. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合

第6条（退会）

登録団体が退会を希望する場合は、当社指定様式の内紙を記入の上メール（buoy@techno-labo.com）し、当社が承認することで退会できるものとする。但し登録団体の材料を使用した商品を購入した消費者の利益を害しないため、最小限の登録団体情報を当社 web サイトに残すことについてはこれに同意する。

第7条（利用規約の変更）

当社は、必要と判断した場合には、登録団体に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとする。なお、本規約の変更後、本システムの利用を開始した場合には、登録団体は変更後の規約に同意したものとみなす。

第8条（個人情報の取扱い）

当社は、本システムへの登録によって取得する個人情報については、プライバシー保持、名誉棄損、その他第三者の権利侵害を行うことのないよう十分に配慮し、適切に取り扱うものとする。

第9条（通知または連絡）

登録団体と当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとする。当社は、登録団体から現在登録されている連絡先の変更連絡がない限り、連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは発信時に登録団体へ到達したものとみなす。

第10条（情報の開示）

登録団体に対して、他登録団体からの迷惑行為が認められた場合、当社は迷惑行為を行った登録団体の情報を、迷惑行為を受けた登録団体へ開示することができる。当社は情報開示にあたり個人のプライバシー侵害や違法行為を行わないことを配慮する。すなわち情報開示にあたっては、いずれかに該当する場合をもって合理的な必要性以下のあるとみなし開示を行う。

1. 犯罪の予防止必要な場合
2. 告訴またはそれに先立つ内容証明の発送に必要があると判断した場合

第11条（合意管轄）

本契約に関し紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

以上